

第5回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和7年12月25日(木) 午前9時45分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 松田 潤 委員 2番 大沼 隆一 委員 3番 黒田 暢 委員
5番 菅原 義弘 委員 6番 石栗 聡 委員 7番 五十嵐有紀子 委員
8番 齋藤 学 委員 9番 五十嵐晃樹 委員 10番 大川里美 委員

農地利用最適化推進委員

島田 博 推進委員 齋藤健太郎 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

4番 佐藤 裕一 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 大川里美

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲
総務係 長 渡部 涼子
調整主任 須藤 輝一
会計年度任用職員 高橋 加奈

議 長 　ただ今より、第5回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9:45)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、2番 大沼 隆一 委員、3番 黒田 暢 委員の2名を指名します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第2 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」までの報告を求めます。

事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫

(説明) ≪ 報告第2号 ≫

議 長 　以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。

次に、日程第3 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第7号 ≫

議 長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第8号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の、権利の設定にかかる議案を審議します。

始めに、番号1について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、1番 松田 潤 委員の退席を求めます。

(1番 松田 潤 委員 退席)

(9:51)

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第8号 番号1 ≫

議 長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号1については、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の

挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

議 長 挙手全員であります。したがって、番号1の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

暫時休憩します。

(9:53)

(1番 松田 潤 委員 着席)

(9:53)

再開します。

(9:54)

次に、番号2と3について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8番 齋藤 学 委員 退席)

(9:54)

事務局からの説明を求めます。

渡 部 総 務 係 長
議 長

(説明) ≪ 議案第8号 番号2と3 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号2と3について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号2と3の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

暫時休憩します。

(9:55)

(8番 齋藤 学 委員 着席)

(9:55)

再開します。

(9:58)

次に、番号4から6について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、9番 五十嵐 晃樹 委員の退席を求めます。

(9番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

(9:58)

事務局からの説明を求めます。

渡 部 総 務 係 長
議 長

(説明) ≪ 議案第8号 番号4から6 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号4から6について、原案のとおり意見なしとすることに賛成

の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号4から6の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

暫時休憩します。

(10:00)

(9番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

(10:00)

再開します。

(10:01)

次に、番号7から54について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第8号 番号7から54 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

8番 齋藤 学 委員

8 番

8番齋藤です。番号18と19についてです、どちらも同じ相手方で更新の「田」ですが、賃借権と使用貸借権の違いがわかれば教えてください。

渡部総務係長

更新ということで、前回の契約と引続き同じ内容でとの要望に合わせてこの契約になりました。当初の契約が使用貸借権の理由につきましては特に聞いておりません。

8 番
議 長

わかりました。

他にございませんか、意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号7から54について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号7から54の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

次に、権利の移転にかかる議案を審議します。

始めに番号56について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8番 齋藤 学 委員 退席)

(10:14)

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第8号 番号56 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号56について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号56の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

暫時休憩します。

(10:15)

(8番 齋藤 学 委員 着席)

(10:16)

再開します。

(10:16)

次に、番号55及び57から59について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部 総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第8号 番号55及び57から59 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。本案の番号55及び57から59について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号55及び57から59の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

以上をもちまして、第5回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10:19)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 2 番

議事録署名委員 3 番